

議案第60号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第7号中「^{りん}燐含有量」を「^{りん}燐含有量」に改める。

第12条第1項第1号中「物質それぞれ」を「物質 それぞれ」に改め、同項第9号中「^{りん}燐含有量」を「^{りん}燐含有量」に改め、同項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料（1使用月につき）	
	排出量	使用料（1立方メートルにつき）
610円	5立方メートルまで	42円
	5立方メートルを超え 10立方メートルまで	62円
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	81円
	20立方メートルを超え 40立方メートルまで	101円
	40立方メートルを超え 100立方メートルまで	122円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	151円
	500立方メートルを超 えるもの	191円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の岩倉市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で施行日の前日を含むものに係る使用料の徴収については、なお従前の例による。